## 監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成30年2月2日

 神奈川県監査委員
 村
 上
 英
 嗣

 同
 高
 岡
 香

 同
 太
 田
 眞
 晴

 同
 未
 正
 明

 同
 大
 村
 博

## 1 措置の対象となった監査の結果

平成29年5月16日(神奈川県公報号外第28号)神奈川県監査委員公表第5号で公表した不適切事項が認められた1箇所に係る2事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<保健福祉局>

本庁機関で認められた要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健医療部	平成29年3月	(不適切事項)	
県立病院課	15日(平成29	財産管理事務において、	不適切事項の財産管理事務につい
	年1月16日職	次のとおり誤りがあった。	ては、次のとおり措置した。
	員調査)	1 神奈川県総合リハビリ	1 協定締結に先立つ管理物品一覧
		テーションセンターの管	の確認過程において、物品数が極
		理に関する基本協定(協	めて多種、多数に渡ることから、
		定期間 平成28年3月24	県及び指定管理者の両者で誤認が
		日から平成38年3月31日	発生した。
		まで)の締結に当たり、	今後は、このようなことがない
		前協定期間において管理	よう、平成29年度における神奈川
		物品として指定管理者に	<b>県総合リハビリテーションの管理</b>
		無償で貸し付けていた磁	に関する年度協定書において、管
		気共鳴断層撮影装置1点	理物品一覧から当該物品を外すと
		(取得価格249,900,000	ともに、管理物品一覧表に記載さ
		円)及びMR I 室用パル	れた物品について、実態と齟齬が
		スオキシメータ1点(取	発生しないように物品の返納等の
		得価格1,596,000円)に	異動が発生した場合には、その都
		ついて、新たな協定の締	度、本県側及び指定管理者側の両
		結前に指定管理者から返	者において確認する体制を強化す
		納を受けていたにもかか	ることにより、適正な事務執行に
		わらず、引き続き、協定	努めることとした。
		に基づく管理物品として	2 当該使用貸借契約の締結に当た

位置付けていた。

2 社会福祉法人神奈川県 社会福祉法人神奈川県 を高いビリテーショ和 事専門学校にする特別ではいるのは 大の物の点のの当時では の物の点のででは を記しているのでは を記しているのででは を記しているのででは を記しているのででいるのでに を記しているのでに を記しているのでに を記しているのでに をいているのでいなかった。 り、平成23年4月1日施行の神奈 川県財務規則改正により、備品取 扱基準額が2万円から5万円に引 き上げられたことから、取得価格 5万円未満の物品は貸付物品に当 たらないとの誤認に基づき、当該 目的物件を使用貸借契約の対象と していなかった。

今後は、このようなことがないよう、平成29年3月10日付けで社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団と使用貸借契約の一部を変更する契約を締結し、目的物件に含めるとともに、使用貸借契約で定める目的物件について、実態と齟齬が発生しない独合を行い、貸付物品の異動についより、毎年度、貸付物品の異動についまらを行い、貸付物品の異動についまらで本県側及び指定管理者側の可者におり、値により、適正な事務執行に努めることとした。